



北のひろめーる

令和8年1月15日
釧路警察署
第 1 号

違法・迷惑駐車はやめましょ

路上駐車は・・・

緊急車両の通行
を妨げる

除排雪作業の
邪魔になる

交通事故の
要因になる

渋滞の原因
になる



雪で道路が狭くなる冬の路上駐車は
夏場以上に迷惑・危険！！！

駐車禁止の場所以外であっても、道路上の駐車は処罰の対象となります



駐車禁止
場所標識

○保管場所としての道路の使用の禁止等

「自動車の保管場所の確保等に関する法律～第11条2項」

何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為
 - 二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為
- 罰則～20万円以下の罰金

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～